

議第36号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例

京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

別表第1 体育室の項中

22,000	17,000	35,000	26,000	48,000	38,000	105,000	81,000
1,200							

を

22,000	17,000	35,000	26,000	48,000	38,000	105,000	81,000
						1,800	1,500

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

使用料の適正化を図る必要があるので提案する。